

● 前払式証票の未引換残高の税務処理について(09.2.2)

法人税基本通達に基づく収益計上方法の運用解釈について、国税庁に照会を行っていましたが、このたび現行通達の考え方を是認したうえで、照会内容のとおり運用解釈を認めるとの回答（了解）を得ました。

これにより発行している前払式証票が無期限のもので、発行および回収について年度別の管理ができており、退蔵額およびその時期が合理的に把握できる場合は、税務当局の確認を受ければ、足掛け5年目の課税額を軽減できることになりました。

照会内容は次ページ以降の「国税庁への『照会文書』」をご参照ください。

平成20年12月25日

国税庁 課税部
法人課税課長 綿谷 久司 殿

社団法人 前払式証票発行協会
会長 橋本 幹 雄



全国共通商品券連絡協議会
会長 桑島 俊 彦



前払式証票の未引換残高に係わる収益計上等について（照会）

社団法人前払式証票発行協会（以下、「協会」といいます。）の加盟会社（全国共通商品券連絡協議会会員を含みます。以下同じ。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」で定める前払式証票を各種形態で発行しております（別紙1「概要図」参照。）。また、前払式証票の発行に係る収益計上と引換えに係る費用計上については、法人税基本通達2-1-39及び2-2-11（以下、「通達」といいます。）でそれぞれ定められており、未引換残高は、前払式証票を発行した事業年度の翌日から3年を経過した日の属する事業年度終了時（以下、「足掛け5年目」といいます。）までに全額収益計上し、将来の引換えに要する費用は、足掛け5年目より計上できない取扱いとなっております。しかしながら、前払式証票の引換えの実態が通達制定当時（昭和55年）と大きく異なる状況にあることから、標記収益の計上等について、下記のように取り扱うこととして差し支えないか、ご照会申し上げます。

記

1. 前払式証票の引換え実態（事実関係）

協会が、サンプル的に加盟会社を対象に実施した調査結果によると、前払式証票の未引換残高率の状況は、別紙（別紙2「前払式証票の引換額の推移」）のとおりであります。加盟会社が発行する前払式証票の種類や販売の形態により、未引換残高率の傾向に違いはあるものの、足掛け5年目までの前払式証票の引

換率は約94%であり、足掛け5年目後も引き続き相当割合の引換えが進み、その後の5年間（10年目）を経過して引換率が約97%に至る状況にあります。

しかしながら、通達では足掛け5年目までの未引換残高は全額収益計上し、また、将来の引換費用の計上は足掛け5年目以降損金の額に算入できない取扱いとなっております。したがって、引換えの実態が上記の状況にあり、足掛け5年目後の引換費用が合理的に見積もることができる場合においても費用計上できないことから、実際の引換えが発生した事業年度において引換費用を損金の額に算入しております。

このように、前払式証票の引換実態と税務処理方法は大きく乖離している状況にあります。

2. 将来の引換費用の税務上の取扱いについて

加盟会社は、システム条件及び管理コスト等を考慮し、前払式証票の発行・引換えの実績管理を行っております。その方法を大別すると、以下のとおりです。

- ① 発行に係る事業年度ごとに区分して管理する方法（以下、「年度区分管理方法」といいます。）
- ② 発行に係る事業年度ごとに区分せず管理する方法

(1) 将来の引換費用の見積り計上

税務当局の確認を受けた年度区分管理方法を採用し、長期にわたり発行・引換えの実績管理を行う実務対応が可能で、引換えの実態が上記1の状況にある場合には、足掛け5年目以降の各事業年度終了時において、実績データを基礎として合理的に見積もられる将来の引換費用（※）を計上し、損金の額に算入できるものとします。

※ 将来の引換費用 ※

将来の引換費用の見積額の算式は以下のとおりです。

将来の引換費用の見積額 : 発行額×(各事業年度終了時の未引換残高率-将来において最終的に引換えが見込まれない割合)×原価率

原価率 : 法人税基本通達「2-2-11(注)2」で求めた値

なお、発行・引換えについて年度区分管理方法を採用していても、法人税基本通達2-1-39における前払式証票の発行対価の額を、発行した事業年

度において益金の額に算入する方法（以下、「原則方式」といいます。）を適用している加盟会社もあることから、原則方式と、前払式証券と引換えに商品の引渡しや役務の提供を行った事業年度において収益に計上する方法の、いずれの方法においても適用できるものとします。

(2) 見積り計上額の益金算入

(1) により、合理的に見積もられた将来の引換費用で損金の額に算入した金額は、翌事業年度の益金の額に算入することとします。

3. 事実関係に対して照会者の見解となることの理由

本照会の前払式証券は、原則返金を行わないものであることから、その発行により受領した場合の当該対価の額は確定収入です。そして、一定の有効期限を設定したものを除き、加盟会社は、引換え請求があった場合には無期限・無条件で引換えに応じる義務を負っています。このように、前払式証券の販売によって取引が終了せず、販売後の利用によってサービス提供が終了する特徴があります。したがって、費用収益対応の観点からも、合理的に見積もられた将来の引換費用は、会計的に債務として認識すべきものであり、税務上も損金の額に算入されるべきものと考えます。

前払式証券の発行から足掛け5年目において、引換えがほぼ終了している実態であれば、将来の引換費用の見積額計上の必要もなく、現行の税務の取扱いは妥当な方法と認識しております。しかしながら、別紙2のとおり、それ以降も引換えが進み、また、その引換額も相当割合に上っております。

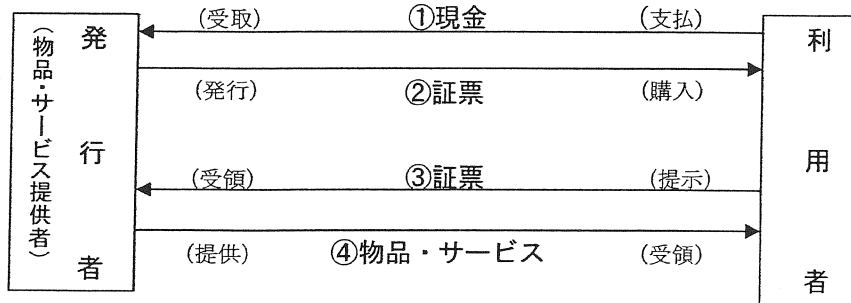
したがって、実務対応が可能である場合には、合理的に見積もられた将来の引換費用の額を損金の額に算入する税務上の取扱いが、引換えの実態に沿った処理方法であると考えます。具体的には、通達2-1-39及び2-2-11の取扱いによったうえで、足掛け5年目以降の各事業年度終了時の未引換残高から、相当期間の実績値をもとに、加盟会社が把握している引換えが見込まれない額を控除した額に原価率を乗じた額を、引換費用として損金の額に算入できるものと考えます。

以上

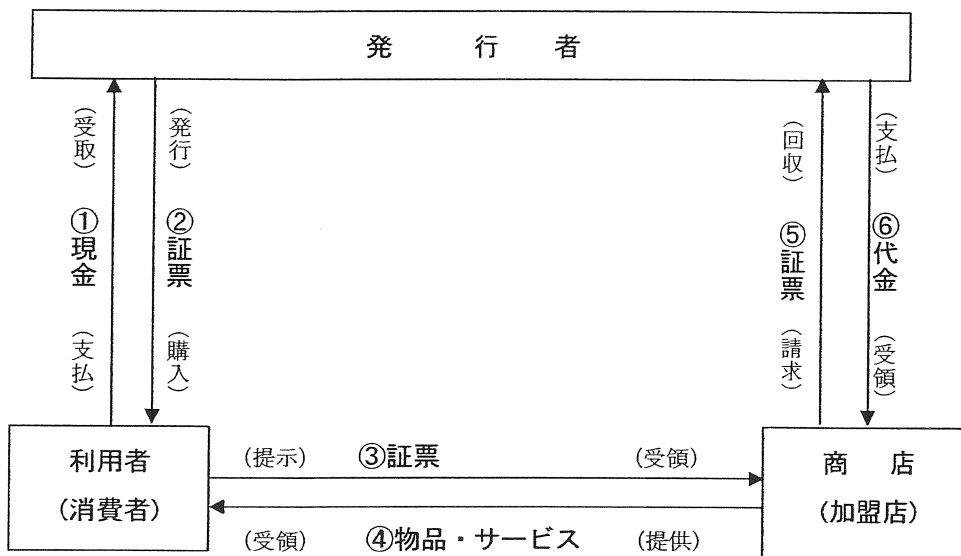
(別紙1)

1. 前払式証票の発行形態 (概要図)

(1) 自家発行型前払式証票の流れ図



(2) 第三者発行型前払式証票の流れ図



2. 前払式証票の利用形態

媒体	1回使い切り型	減算型	加減算可能型
紙式	○	—	—
磁気式	—	○	—
IC式	—	○	○

前払式証券の引換額の推移

(単位:百万円)

	発行額	引換額		未引換額		備考
		引換率		未引換額	未引換率	
		単年度	累計			
1年目発行額 (A) ①	61,372					
1年目	31,828	51.86%	51.86%	29,544	48.14%	1. 614億円の発行に対し、足掛け5年 目までに577億円が引換される。
2年目	17,933	29.22%	81.08%	11,612	18.92%	
3年目	4,670	7.61%	88.69%	6,941	11.31%	
4年目	2,142	3.49%	92.18%	4,799	7.82%	
5年目	1,092	1.78%	93.96% ③	3,707	6.04%	
引換額合計	②	57,665	93.96%			2. その結果、未引換の37億円を基本 通達2-1-39ただし書処理により、 収益に計上。
6年目	687	1.12%	95.08%	3,020	4.92%	
7年目	497	0.81%	95.89%	2,522	4.11%	
8年目	393	0.64%	96.53%	2,130	3.47%	
9年目	245	0.40%	96.93%	1,884	3.07%	
10年目	196	0.32%	97.25%	1,688	2.75%	3. 収益計上した5年目以降も引換は続 き、37億円のうち5割強の20億円が 引換え利用される。
引換額合計		59,684	97.25%			
6年目以降の状況						
引換額合計 (C) ④		2,019				
C/B		④	54.47%			

(注) 1. 第9回(平成18年度)前払式証券発行事業実態調査から、10年度目までの引換えについて回答のあった
発行者14を抽出して集計したもの。

2. (未)引換率は単純平均。(未)引換額は(未)引換率から逆算(2-2、2-2-3表とも同じ。)